

(縦 覧 用)

平成29年 3月24日 開 会

平成29年第2回

農 業 委 員 会 会 議 録

つるぎ町農業委員会

縦覧期間 (平成29年3月30日～4月13日まで)

つるぎ町農業委員会会議録（平成29年 第2回）	
収 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 つるぎ町農業構造改善センター
開 会 時 間	平成29年 3月24日（金） 午前10時
閉 会 時 間	平成29年 3月24日（金） 午前10時59分

出 席 及 び 欠 席 委 員							
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠
会 長 (4 番)	坂本 誠治	○		委 員(12 番)	高尾 春美	○	
職務代理(17 番)	桑平 稔	○		委 員(14 番)	宇山 晴雄		○
職務代理(13 番)	堀部 勝博	○		委 員(15 番)	藤村 晃	○	
委 員 (1 番)	三反田 哲雄	○		委 員(16 番)	小栗 利文	○	
委 員 (2 番)	中尾 富士雄	○		委 員(18 番)	大森 豊春	○	
委 員 (3 番)	木田 伸治	○		委 員(19 番)	松岡 和夫	○	
委 員 (5 番)	岡本 伸清	○		委 員(20 番)	小倉 正	○	
委 員 (6 番)	浅川 虎夫	○		委 員(21 番)	西岡 芳信	○	
委 員 (7 番)	眞鍋ソヨ子	○		委 員(22 番)	西谷 盛	○	
委 員 (8 番)	塩田 勇	○		委 員(23 番)	谷川 真角	○	
委 員 (9 番)	柴田 純二	○		委 員(24 番)	藤本 定恭	○	
委 員(10 番)	三宅 久雄	○					
委 員(11 番)	丸本 昭	○					

議事録署名委員	11番 丸本 昭	21番 西岡 芳信
---------	----------	-----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 長谷 和孝 つるぎ町農業委員会 係長 樫地 誠
説明のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農林課 主幹 山蔭 和義

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

# 付 議 案 件

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画による利用権設定について

議案第5号 非農地証明について

日 程 第 3 その他

・農業委員、最適化推進委員の推薦・募集について

・その他

## 会 議 の 経 過

事務局長 本日は大変お疲れ様です。定刻がまいましたので、ただいまから平成29年第2回つるぎ町農業委員会を始めさせていただきます。本日、1名の方が欠席されておりますが、会議は、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、成立しておりますことをご報告申し上げます。それでは、会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 皆様、改めましておはようございます。桜の開花も近づきまして、日ましに温もりを感じるこの頃ですが、委員の皆様におかれましては、先般、会議のご案内を差し上げましたところ、公私共に大変お忙しい中、ご出席賜りまして本会議が開催できますこと厚くお礼申し上げます。さて、昨年4月に施行されました「改正農業委員会法」に基づき、新たな農業委員や農地利用最適化推進委員が選任され、本年7月に新体制に移行することとなります。このため、地域から信頼の得た、熱意のある方々が、農業委員と新たに設置される農地利用最適化推進委員に積極的に推薦・募集ができますように、地域での話し合い等、協議を進めているところだと思えます。本日は、協議案件の後、その推薦・募集に向けた、申請要領等や今後のスケジュールについて、町農林課の方から、説明をして頂けることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」まででございます。慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。なお、座っての進行と、させていただきます。

議長 それでは、日程第1 「会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私が指名してよろしいでしょうか。お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議長 異議なしのようですので、それでは指名させていただきます。11番委員さん、21番委員さん、をご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

### (3条申請)

議長 続きまして「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」お諮りを致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 座っての説明と、させていただきます。それでは議案書1ページと会議資料の1～8ページを順次お開き下さい。「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。今回の申請は、1件でございます。申請人は、譲渡人が「●●●●」さん、譲受人が「●●●●」さんで、申請地は、「半田字小野324番地1・地目は畑・面積464㎡」の土地でございます。売買による所有権移転でございます。この申請については、下限面積等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。この申請については、1番委員さんの担当地

区となっておりますのでよろしくお願ひします。

1番委員 この申請について、現地調査を行いましたので、報告致します。申請地については、会議資料8ページの位置図にありますように、町立半田病院から西へ500m程先の県道沿いに、申請者である●●●●宅があり、その南側隣接地になります。この度、譲渡人の●●●●さんと譲受人の●●●●さんの間で、売買の話が成立したので、申請が上がったものです。申請地は、譲受人宅に隣接する利便性のよい農地であり、現状の農業経営・耕作内容をそのまま拡大し行う。とのことです。現在、申請地は休耕中ですが、取得後は、自己所有地と共に季節野菜を植え付ける計画だそうです。以上、農地利用でございますので問題ないかと思ひます。よろしくお願ひ致します。

議長 只今の申請について、報告がありました、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、日程第2・議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、承認することに決定致します。

#### (4条申請)

議長 続きまして、日程第2・議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」、お諮りを致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書2ページと会議資料の9～16ページを順次お開き下さい。「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。申請は1件で、追認申請でございます。申請人は「●●●●」さん、土地は、「半田宇小野328、地目は畑、面積258㎡」の土地を倉庫敷地に転用する追認申請でございます。申請地は、農用地区域外の農地で、住宅地に隣接した土地であり、生産力の低い農地に該当するものと考え、第2種農地であると判断されます。以上で説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。この申請についても、1番委員さんの担当地区となっておりますのでよろしくお願ひします。

1番委員 この申請について現地調査を行いましたので、報告致します。申請地は、会議資料の16ページの位置図にありますように、先ほどの3条申請の東側にあり、その土地の南側の一部でございます。10ページからの計画書、また、14ページの始末書が添付されておりますが、申請人の親の時代に、申請地の隣接地にて、縫製工場を営んでおり、敷地を拡大するため、申請地に倉庫兼工場を建築したようです。今般、申請人の父親が昨年7月に亡くなり、相続人である申請人が、倉庫部分について、無断転用であることを認識し、適法な状態に改善するため、申請があがったようです。今後は農地法の定めに従い、一切の手続き行為を行うことを確約する旨、附記されております。また、隣接地については、建築後長年経過しておりますので、特に問題ないかと思ひます。なお、半田土地改良区についても協議済です。ご承認の程、よろしくお願ひ致します。

議長 只今の「4条申請」について、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致し

ます。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、日程第2・議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、承認することに決定致します。

(5条申請)

議長 続きまして、「日程第2 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」お諮りを致します。それでは、事務局より説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書3ページと会議資料の17～36ページを順次お開き下さい。「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。今回の申請は、2件でございます。No.1は、貸人が、「●●●●」さん、借人が「●●●●」さんで、申請地は、「半田字小野160-1・地目は田・面積317㎡」の土地でございます。親子間の使用貸借契約により、住宅敷地に転用する申請でございます。次に、会議資料は、27～36ページをお願いいたします。No.2は、譲渡人が、「●●●●」さん、譲受人が「●●●●」さんで、申請地は、「半田字西久保109-1・地目は田・面積468㎡」の土地でございます。住宅敷地としての使用に伴う、売買による権利の設定でございます。また、No.1、No.2の土地については、農用地区域外の農地で、住宅に隣接した土地であり、小集団の生産力の低い農地に該当するものと考え第2種農地であると判断されます。以上で、説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。順次、担当委員さんの意見をお願いしたいのですが、No.1については、1番委員さんの担当地区となっておりますのでよろしくをお願いいたします。

1番委員 No.1の申請地について、報告致します。申請地は、会議資料の26ページの位置図にありますように、町立半田病院から西へ270m程先を国道方面に行く途中の西側に敷地老人憩いの家があり、道を挟んだ南側になります。住宅敷地への転用でございます。申請者は現在、貞光で借家住まいをしています。だんだん手狭になってきたので、実家にも近い申請地において、所有者の父との間で使用貸借契約を結び、住宅を新築したいそうです。20ページの利用計画、造成計画にありますように、土地の造成については、周辺にコンクリート土留めを施工し、20cm程度盛土をする計画となっております。排水については、合併浄化槽で処理し、北側道路の排水路に排出する計画です。また、半田土地改良区についても協議済であり、付近の土地、作物等に被害が生じた場合は、責任をもって適切に善処する旨、附記されておりますので、問題はないかと考えます。以上、よろしくをお願いいたします。

議長 No.1について、報告がありました。ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

委員 異議なし

議長 ご異議がないようですので、議案第1号のNo.1については、承認することに決定致します。

議 長 続きますし、No.2については、本委員会の委員さんの案件でございますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により、議事参与の制限ということで、恐れ入りますが「21番委員」さんしばらくの間、退席をお願い致します。

[ 退席をする。 ]

それでは、この案件については、6番委員さんの担当地区となっておりますのでよろしくお願いいたします。

6番委員 No.2の申請地について、現地調査を行いましたので報告致します。申請地は、会議資料の36ページ的位置図にありますように、半田中学校から、県道蔭名小野線を南へ230m程先の東側、県道沿いにあります。住宅敷地への転用でございます。申請者は、現在半田木ノ内の町営住宅で暮らしていますが、手狭になってきたので、この度申請地を買い受けて自己住宅を新築したいそうです。28ページからの利用計画にありますように、土地の造成については、北側・東側にコンクリート境界を施し、田の土を山土に入れ替えて約20cm盛土をする計画となっております。排水については、29ページの排水計画図にありますように、合併浄化槽で処理し、西側県道の側溝に排出する計画です。また、隣接地については、宅地と道路に囲まれており、問題ないかと思いますが、付近の土地、作物等に悪影響が生じた場合は、責任をもって適切に善処する旨、附記されておりますので、問題はないかと考えます。ご承認の程、よろしくお願い致します。

議 長 No.2について、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

委員 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号のNo.2については、承認することに決定いたします。したがって、日程第2・議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」はすべて承認することに決定致します。議事が終了致しましたので「21番委員」さんに対する議事参与の制限を解除致します。

(委員入室着席)

## 利 用 権

議 長 続きますして「日程第2 議案第4号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の4～6ページと会議資料の37～50ページを順次お開き下さい。「農用地利用集積計画による利用権設定について」でございます。今回は、再設定4件、新規設定が2件でございます。1件目、●●●●さんから●●●●さんに、半田字天皇82-5番地の田、182㎡、同じく字天皇82-4番地の田、550㎡の計2筆732㎡を賃借権5年の再設定です。作目は大根、花、西瓜です。次に、●●●●さんから●●●●さんに、貞光字太田西1番地の田、729㎡、同じく太田西78番地の田、875㎡、同じく太田西275-1番地の田、483㎡の計3筆2,087㎡を賃借権5年の再設定です。作目は水稻です。次に、●●●●さんから●●●●さんに、貞光字小山北248-3番地の畑、2,679㎡、同じく小山北254-1番地の畑、574㎡の計2筆3,253㎡を賃借権3年の再設定です。作目は小麦、野菜です。次に、●●●●さんから

●●●●さんに、貞光字広谷69-2番地の畑、1,242㎡、同じく字広谷55-1番地の畑、690㎡、同じく字広谷70-1番地の畑、589㎡、同じく字広谷73-3番地の畑、1,427㎡の計4筆3,466㎡を使用貸借権10年の再設定です。作目は野菜です。農業者年金、経営移譲の関係です。次に、●●●●さんから●●●●さんに、貞光字浦山278-1番地の畑、1,499㎡、同じく浦山452-2番地の畑、867㎡、浦山452-3番地の畑、343㎡、浦山453-1番地の畑、259㎡、浦山459-1番地の畑、284㎡、浦山461番地の畑、176㎡、浦山483番地の畑、2863㎡の計7筆6,291㎡を、賃借権3年の新規設定です。作目はゆずです。場所については、浦山の明見神社を入れて●●●●さん宅の周辺です。(P49地図添付)次に、●●●●さんから●●●●さんに、貞光字太田西412-1番地の田、1,299㎡を賃借権3年の新規設定です。作目は水稻です。場所については、太田西の●●●●さん宅の東側になります。(P50地図添付)以上、再設定4件、新規設定2件、合計19筆17,610㎡でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。只今の「農用地利用集積計画による利用権設定」について、ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各委員 異議なし。

議長 異議がないようでございますので、「日程第2 議案第4号 農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

#### (非農地証明)

議長 次に、日程第2・議案第5号、「非農地証明について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の7ページと会議資料の51~54ページを順次お開き下さい。「非農地証明について」でございます。今回、1件の申請が出ております。

申請人は、「●●●●さん」です。申請地については「貞光字大須賀1-12番地で登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は、274㎡」の土地でございます。3月13日に、24番委員さんと事務局で現地を確認しました。申請地でありませんが、54ページの位置図のとおり、つるぎ高校の北にある国土交通省吉野川貞光出張所の4差路を西へ80mほど入った国道側になります。非農地化した理由としては証明願にありますように、「申請地は、昭和60年以前より竹藪となっており、30年以上にわたり、農地として利用していない土地となります。また、平成5年8月1日に隣接する岡村製作所に駐車場及び資材置場として貸し出した際、地盤改良がなされ、翌平成6年度には固定資産課税明細書において雑種地として明記され納付を行っており、自身としても雑種地として認識していました。その時点で地目変更する知識も変更が必要という認識もなく利用していました。

土地は、地盤改良したままの状態(バラス及び竹根等が埋設)で現状農地としての利用は行えず自身も高齢(84才)で遠方に居住し申請地の管理は甥(●●●●)に任せており、今後も農地としての利用は困難であることから非農地証明



書の交付を願うものです。」となっています。非農地証明の基準として、「人為的な転用行為が行われてから既に20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能又は著しく困難であり、農地行政上支障がないと認められる場合」とあります。本件の場合、町の課税台帳は平成6年度から雑種地で課税しており、また、農業委員会の農地台帳も以前から削除していることもあり、また、周囲の状況等からみても、その土地を農地として復元が著しく困難であり、継続して利用することができないと見込まれるなど、総合的に判断して、非農地と判断いたしました。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。只今の「非農地証明について」、ご質疑・ご意見はございませんか。

23番委員 新しく給食センターができるらしいので、国道から入れるように道を付けるために、証明願いが出ているのか。

事務局長 そうではなく、無関係です。給食センターに入る道は、既に広い進入路があるので、それを利用するようです。

議長 その他にありませんか。

各委員 異議なし。

議長 異議がないようでございますので、日程第2・議案第5号「非農地証明について」は、承認することに致します。

#### (その他・事務連絡)

議長 次に、日程第3、「その他」について、議題と致します。

事務局より、「その他・事務連絡について」の報告及び説明があります。

資料1 「委員報酬の件について」

資料2 「農業委員の活動実績について」

資料3 「農業委員研修旅行について」

資料4 「農業委員及び最適化委員の推薦・募集について」

議長 事務局の説明が終わりました。只今の件について、ご意見はありませんか。

議長 ご意見等ないようでございますので、それでは、ここで、「農業委員及び最適化委員の推薦・募集について」の、説明会に移りたいと思います。準備がありますので、少しお待ち下さい。

議長 それでは、「業委員及び最適化委員の推薦・募集について」の説明に、町農林課の山蔭主幹さんに来て頂いております。本日は大変お忙しいところ、ありがとうございます。それでは、早速ですが説明をよろしく願います。

(業委員及び最適化委員の推薦・募集について説明)

議長 説明が終わりました。この機会ですので、只今の「説明について」ご質問等はございませんか。

23番委員 応募について、農業関係者の組織する団体とあるが農協の推薦はあるのか。

事務局長 以前は、農業団体推薦の定数枠があり、農協についても、推薦依頼をし、推薦して頂いておりましたが、今回から、推薦依頼はしていませんが、農業関係者の組織する団体からの推薦や一般募集について、募集していますので、推薦して

くる可能性はあります。

委員  
議長

員 雑談・・・質問なし

長 質問がなければ「農業委員及び最適化委員の推薦・募集について」説明を終わらせていただきます。山蔭主幹さん、ありがとうございました。

今後ともご指導の程、よろしくお願ひ致します。

議長  
委員  
議長

長 その他、何か意見ありませんか。

員 意見なし。

長 ご意見等ないようでございますので、これで本日の議題はすべて終了致しました。長時間、慎重審議いただきまして有難うございました。以上をもちまして本会を閉じることに致します。

終 了 午前10時59分

平成29年3月24日

つるぎ町農業委員会 会長 坂 本 誠 治

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 11番委員

議事録署名者 21番委員